

第2回個人情報保護制度の見直しに関する検討会 意見の要旨

※以下の意見の要旨は、書面審議に先立って、事務局から各委員に Web 会議による個別の意見聴取（4月27日から5月21日までの間に各委員2回ずつ）を実施した結果を、各委員の了解を得て論点ごとに整理したものです。御意見、御質問の一部については、事務局からの回答を付しています。

論点Ⅰ－Ⅱ 医療分野・学術分野における規制の統一

【生貝委員】

- 本案の方が良い。別案も趣旨が分からないではないが、規律の複雑化や、個人情報保護法制が法人単位で適用されてきたことに鑑みても、一つの組織の中に複数の適用法がある状態はできるだけ避けるべきではないか。
- 民間並びの規律に移る法人にも、オープンデータ政策の性格を有する非識別加工情報に係る規律は引き続き適用するほうがよい。国際的に、オープンデータ政策の対象は拡大していく傾向にある。EUのオープンデータ指令（昨年7月に改正）は、博物館や図書館等の公的文化施設や、公共事業体にも一定のオープンデータ義務を課している。
- 別案について、独立行政法人等の中には立入検査業務等を行っているものがあるという論点については、できる限り原則は法人単位で揃えた上で、特に公権力の行使に関する業務があれば例外的規律を考えるとというアプローチが良いのではないか。

【石井委員】

- 本案のほうが、一部の法人に原則として民間と同じ規律をかけるという意味ですっきりしている。別案のように法人内の業務を分類すると、適用を受ける際の法的安定性が課題になる。

【大谷委員】

- 基本は本案のほうが良い。ただ、具体的にはイメージできていないが、法人の中で、民間と同等とは言えない業務については、例外的に行政機関並びの規律とすることはあり得るので、原則と例外をはっきりさせたいうえで、基本的には原則を適用することで良いのではないか。
- 民間並びの規律に移る法人は、個人情報ファイル簿の公表などは不要になるのだろうが、経過措置は考えられているのか。これまでのやり方で成功している部分はうまくソフトランディングさせることも考えた方がよい。

[佐藤委員]

- 本案・別案でメリット・デメリットがあっても何とも言えないが、対象法人としては、別案の場合に、データによって取扱のルールが異なるのは面倒だろう。ただ、国立大学でも、学術研究、入試、附属病院があれば医療など、様々なデータを持っているのも事実。参考として、国立大学は私立大学から「民業圧迫だ」と言われることがあるので、「民間事業者と同様の規律」と言うと、私大側から文句が出る可能性はある。「共同研究がやりやすくなる」等、私大にもメリットがあるという趣旨の説明は今後、検討した方がいい。
- 民間並みの規律に移る法人の候補は他にないかを調べた方がいい。例えば国立科学博物館（独立行政法人（中期目標管理法人））は学術研究機関としての位置づけを望むかもしれない。
→（事務局）御指摘も踏まえ、今後関係省庁とも調整の上、更に精査いたします。

[央戸委員]

- 本案のように、はっきりと法人で区切った方がいいと思う。以前 NHK の情報公開・個人情報保護審議委員をやっていたが、情報公開の対象ではない放送関係文書と対象である経営関係文書を仕分けするのに苦労した。このように法人内の線引きを法人に委ねてガバナンスさせるにしても、最初から国で決めるにしても、ややこしい話が生じる。前回の行個法改正の研究会でも独法等の個人情報ファイル簿について権力的に取得された情報とそうでないものとを分類しようとしたことがあるが、このような作業は切りがない。むしろはっきり法人単位で切った上で、法人の中のマージナルなものについて個別対応したほうがよい。
- 一元化後の法律の構成イメージで、「第 5 章 行政機関等の保有する個人情報の保護等」としているが、行政機関等と特定独立行政法人等について章を分けて規律した方が、当該法人だけでなくそれに関わるユーザー側からも、分かりやすいのではないか。
- 民間並みの規律に移る法人については、個人情報ファイル簿の通知も公表も不要になるという案だが、通知は不要としても、セルフガバナンスの観点から、公表は引き続き求めるという案もあり得るだろう。両案あり得ると思うので、検討してみてほしい。
- 確かに個人情報保護法上はファイル簿の作成・公表のような規律はないが、実際には、プライバシーマークを取得しているような民間事業者は個人情報を管理するための台帳を作成しているところが多い。法制上又は運用上、し

っかりした民間事業者と比較して、民間並みの規律に移る法人の保護レベルが大きく下回ることにならないようにした方が良い。

→（事務局）御指摘も踏まえ、今後更に精査いたします。

[高橋座長]

- 本案のほうが良い。別案は委員の皆さんに議論してもらえれば良い。

[長田委員]

- 本案のほうがすっきり分かりやすく良い。別案だと、どのデータがどの規律を受けるのか、いちいち個人情報保護委員会に判断を仰がないといけなくなる。第1回検討会でも申し上げたとおり、全てを民間並みの規律にすれば良いものではないと考えており、規律をより明確、具体的に示すという意味でも、本案のほうが良い。
- 別案を今後の検討に残すのなら、安全管理措置と正確性の確保は同じことなので、公的部門・民間部門で区別しないようにすべき。

[根本委員]

- 第1回検討会で申し上げたとおり、データを保有する主体によってルールを変えるのはどうなのかという問題意識。本来は、官民の規律の内容を同一にするほうが望ましい。不均衡や不整合を「可能な限り」是正するとあるが、それで十分なのか。附則の検討条項における「一体的に規定」という文言は、官民の規律を同一にすべきという国会の要請ではないのか。今回の一元化の機会に変えないと、今後見直しができないのではないのか。
- 医療・学術分野に限定すると、領域確定が必要となり、煩雑ではないか。
- 医療・学術分野で業務を行う官民の主体に同様の規律を適用するという案Cの採用について、他の案A、Bが採れないという理屈は不十分であり、積極的な理由が必要ではないか。
- 案A不採用の第一の理由として、求められる規律の内容が官民で「自ずから異なる」とあるが、個人情報保護法と行政機関個人情報保護法の目的規定の主旨はほとんど同じであり、求められる規律の内容が異なるとは必ずしも言えないのではないのか。
- 第二の理由として、「公的部門における個人情報保護には、行政機関等が公権力を行使して収集した個人情報を特に厳格に保護すべきとの要請が働く」とあるが本当にそうなのか。公的部門の規律のほうが緩い部分もあると認識している。
- 「公権力の行使によって収集した個人情報」という基準に基づくと、民間の

中でも行政機関と同じ規律をかけないといけないところが出てくるのではないか。第1回検討会でも申し上げた通り、たとえば私の所得の情報は、行政機関も民間企業も持っている。民間企業の中には、業法の規律で、法律に則って、公権力を代行する形で個人情報を入力しているところもある。同じ情報を持っていても扱いが違うのか。

- データベースに入っていない散在情報について、行政文書であれば、保有個人情報として行政機関個人情報保護法の対象であるというが、今後デジタル化が進めば、すべて検索可能になって散在情報ではなくなり、個人情報保護法における保有個人データの概念と一致することになるのではないか。また、今後、行政部内で誰がいつ当該個人情報を見たかという閲覧履歴も開示請求の対象になっていくのではないか。
- 本案と比べて別案はさらに良くない。別案のように、法人の中で業務によってさらに領域を分ける場合、その分界点をどう作るのか、組織内にこれを担保するファイアーウォールをどうやって作るのかという点が問題になる。あるいは本案についても、「公権力の行使に類する形で個人情報を保有する業務」という限定があれば、別案と似てきてしまう可能性があるのではないか。
- 民間と同じ規律が適用される法人については、医療・学術だけでなく、今後他の分野でも適用されることがあると思うので、広く読み込めるように「継続的なデータ流通」の要件を明確にしてほしい。各省に言われたら対象に入れる、というスタンスではなく、主体的にリストアップすべきではないか。
- 「一元化後の個人情報保護法の構成（イメージ）」について、「総則」の次に「国及び地方公共団体の責務等」が続いている。国を念頭に作った法律のような構成だが、これで良いのか。

→（事務局）御指摘も踏まえ、官民の規律の違いを基本的に維持する理由については、中間整理に向けて、更に考え方を精査いたします。

[増田委員]

- 今回の改正は、複雑なルールを分かりやすくするという目的であったと思うが、依然として分かりにくいように思う。外から見て、分かりやすく整理される必要がある。消費者保護の立場で、学術研究や医療に関連したご相談を受けることは多くはないので、自分としても、見直し後のルールがイメージしにくかった。
- どの法人に行政機関並び、民間並びのどちらのルールが適用されるかは外から見て分かるのか。

→（事務局）法律上明記することを検討しています。

[森委員]

- 本案のほうが、適用がはっきりして良い。別案は、精緻に考えられていると思う反面、実務が煩雑。大学などでも、どの業務がどちらのルールに当てはまるかの管理や対外的な説明が非常に難しくなり、混乱が生じるのではないか。ルールはシンプルなほうが良い。
- 本人関与と非識別加工情報の規律について、行政機関等と同様に扱うことが必要なかどうかは疑問。特に、非識別加工情報については、本来求められている法制度とは違う要請に基づく規律がくっついている印象。
- 独立行政法人等を、民間並みの規律に移る法人と行政並みの規律に残す法人に分類する際は、当該法人の保有している個人情報の性質を踏まえ、個人情報の本人の視点で見て、一般の個人情報取扱事業者と異なる規律を適用する必要があるかどうかという観点を重視すべきではないか。
- 別案について、独立行政法人等の中には内部管理業務や立入検査業務を行っているものがあるので、法人全体として民間並みの規律は適用できないということだが、実際にどのような支障があるのかよく分からない。

論点Ⅰ－Ⅲ 学術研究に係る適用除外規定の見直し

[生貝委員]

- 新たに課されることとなる安全管理措置や開示義務については、各機関にとってそこまで重たいものではないように思う。学術研究の自由を最大限に尊重しつつも、個人情報保護委員会等の一定の関与の下、研究分野の実情に合わせた自主的な取り組みを促す、共同規制的な制度枠組を構築していくことが望ましいのではないか。認定個人情報保護団体制度を活用し、国立・私立をまたがった規範を形成していくことも一案だろう。
- EU加盟国におけるGDPRの国内化を見ると、学術研究は加盟国の裁量が大きい部分のため、適用除外の範囲や要件について様々な規律がある。学術研究分野の十分性認定を視野に入れるのであれば、各国の状況を参照しつつ、複数のオプションを考慮しておく必要があると思う。

[石井委員]

- 特に異論はなく賛同。
- 見直し後の本人関与（開示等請求）の規律の適用については、これまで適用されていなかった機関などから意見が出る可能性がある。「学術分野における規制の統一」は一般論として賛成されると思うが、見直し後の例外の範囲が変わってくるとなると、「何故」と言われるだろう。この論点は、機関の規模、種類にもよるので、対象となる機関に意見を聞いたほうが良いのではないか。
→（事務局）御指摘も踏まえ、今後関係省庁とも調整の上、更に精査いたします。
- 医療・医学研究についてもよく言われるが、「学術研究」目的の範囲が分かりづらいので、考え方を整理してみても良いのではないか。
- 自主指針に基づく推定規定には法的にどのような効果があるのか。
→（事務局）当該規定は、学術研究目的の範囲を明確化するとともに、学術研究機関による自主指針の策定を非規制的な手段により促すことを意図したのですが、具体的な規定のあり方については、今後更に様々な可能性を検討し、御議論いただきたいと思います。
- GDPRに基づく十分性認定の観点では、適用除外の論点より、第三者機関の権限が及ぶ・及ばないという論点のほうが、EUに対するインパクトがあるのではないか。学術研究機関のGDPRへの感度はあまり良くないと思われるが、データ移転の際のニーズはあるので、十分性認定の対象に含まれるようにしておいたほうが良い。
- 個人情報保護法と行政機関個人情報保護法等の規定の差分について、今回、

民間並びの規律に移る独立行政法人等は、行政機関個人情報保護法等が認めている目的内提供はできなくなるということか。

→（事務局）御指摘のとおり、一元化後は、目的内提供に係る規定は適用されなくなりますが、代わって、委託や共同利用に係る規定が適用可能となり、独立行政法人等が学術研究機関に当たる場合等には、学術研究に係る例外規定が適用されます。

[大谷委員]

- 「推定」かどうかは別として、自主指針との接続点を設けるのは良い方向だと思う。「学術研究目的」「学術研究機関」について以前からその範囲が不明確と指摘されているが、現行法から変更する予定はあるか。

→（事務局）「学術研究機関」の範囲については、一元化後は、国立大学法人や国立研究開発法人も「学術研究機関」に当たることとなります。それ以外の点では現行法から変更はありません。「学術研究目的」の範囲については、考え方自体は現行法から変更ありませんが、範囲を明確化するための推定規定等を置くことを検討しています。

- 見直しの対象となる学術研究機関から、当事者の視点で意見をもらったほうが良い。

→（事務局）御指摘も踏まえ、今後関係省庁とも調整の上、更に精査いたします。

[佐藤委員]

- GDPR は学術研究目的の例外規定についてかなり詳しく規定している（85条、89条）。今回の検討案はあっさりとしているが、充分性認定を狙うという観点では、戦略的に、GDPR と書き方を合わせていくという考え方もあるのではないか。アカデミアの対応にも特に問題は起きないと思う。
- 「学術研究コミュニティの自主指針」という点だが、実のところ、自主指針はほとんどワークしていないので、あてにするのは危険かもしれない。異なる学術分野間（境界領域）のデータ連携も増えており、分野ごとに指針が有効とは限らない。また、学会が個人情報保護法上の学術研究機関であることも想定されているが、任意団体の場合もあり、きちんとエンフォースメントできるかどうか。学術研究目的なら何をやってもいいということにならないことから、行政機関個人情報保護法（8条）のように、「本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない」というただし書を置いておくのも一案ではないか。

→（事務局）当該規定は、学術研究目的の範囲を明確化するとともに、学術

研究機関による自主指針の策定を非規制的な手段により促すことを意図したのですが、具体的な規定のあり方については、今後更に様々な可能性を検討し、御議論いただきたいと思います。

- 学術研究機関に本人関与（開示等請求）の規律を適用することについては、もちろん一研究者としては面倒だと思ってしまう一方、既に研究不正防止への対応で、論文のバックデータは長期間保存することになっているので、これとの関連で説明すれば、反発は受けにくいのではないかと考えています。

[中央委員]

- 学術研究について全面的な適用除外でなく、個別に例外規定を置くというのはいいだらうと思うが、求められる安全管理措置、あるいは開示の方法は研究の実態に合ったものであるべき。今まで除外されていた私立大学にとって対応はきついだらう。反発を受けないように、自主指針に委ねるとか、認定個人情報保護団体制度を活用するとか、学問の自由を侵害しないというような為念規定を置くとか、検討したほうがよい。

→（事務局）お示しいただいた案も含め、今後更に精査し、御議論いただきたいと思います。

- 要配慮個人情報の取得について、学術研究について引き続き例外規定を置くのもそうだらうと思うが、GDPRに基づく十分性認定に伴う「補完的ルール」で拡張されている内容（具体的には、「性生活」、「性的指向」、「労働組合」に関する情報）の規律はどうなるのか。
- 一つの認定個人情報保護団体に、学術研究であれば私立大学と国立大学法人がどちらも入れるようにしたほうがよい。官民をまたがるデータ流通において、ワンストップで苦情処理等に対応できる体制が望ましい。
- 今国会に提出されている改正法案に入っている仮名加工情報について、学術研究機関である個人情報取扱事業者の取扱いについてのメリットはあるのか。医療データに関しては、ちゃんとした安全管理措置を行っている機関の間で、仮名加工情報であっても本人同意なく流通させてほしいというニーズは必ずどこかで出てくる。解釈上の技巧で議論している部分は、やれるのかやれないのか明確でないので医療関係者は委縮し、文句を言われやすい。法、規則、ガイドラインで明確化したほうがよい。

→（事務局）今国会に提出されている改正法案（3年見直し）の内容を、個人情報保護法制一元化の中でどのように反映していくかについては、改正法案の国会審議が完了した後、御議論いただくことを想定しています。

[高橋座長]

- 方向性に異論はない。
- 自主指針に基づく推定規定について、「推定する」という形ではなく、行政事件訴訟法9条2項を参考として、「学術研究目的の判断に当たっては…を考慮する」のように、考慮要素を明示するような形も考えられるのではないか、検討してみしてほしい。
→（事務局）お示しいただいた案も含め、今後更に検討し、御議論いただきたいと考えています。

[長田委員]

- 考え方について特に異議はない。
- 学術研究に係る例外規定の「取得する目的の全部又は一部が学術研究の用に供する目的であるとき」については、現行法と変えない趣旨であるということでは分かったが、「全部が」学術研究目的であるときに限定したほうがすっきりするのではないか。
- 第三者提供の例外に「当該第三者が専ら統計の作成のために当該個人データを利用する場合」を加えるのは、現行法の民間部門が、たとえ提供先が統計の作成のために利用する想定でも、本人同意を原則としていることからすれば、規制緩和ということになってしまうので、反対する。研究目的の統計は学術研究の例外の方で抜けているので、この例外はそもそも必要のないもの。削除すべき。
→（事務局）御指摘を踏まえ、当該規定については、改正案から削除することとします。
- 学術研究機関以外の者が学術研究機関に個人データを提供する場合にも学術研究に係る例外規定を適用する案については、GDPRに基づく十分性認定との関係上、当該データを今国会に提出されている改正法案に規定されている仮名加工情報に限定しておいた方が良いのではないか。
→（事務局）今国会に提出されている改正法案（3年見直し）の内容を、個人情報法制一元化の中でどのように反映していくかについては、改正法案の国会審議が完了した後、御議論いただくことを想定しています。

[根本委員]

- 医療、学術研究の概念について、その外延をどこまで認めるのかというのは大きな問題。バイタルデータは医療データなのか、健康データなのかということがずっと論じられてきた。
- 安全管理措置と開示義務を学術研究に適用すれば、GDPRに基づく十分性認

定は問題ないという理解でよいか。法律を作ったあとで認定を得られず困るようなことにならないか。

[増田委員]

- 例外規定に加える形で、GDPRに基づく十分性認定は得られる見通しなのか。

[森委員]

- 納得して説明をお伺いした。
- 自主指針に基づく推定規定について、そもそも現在そのような自主指針はないのではないか。現行法では、自分たちは学術研究だから例外だ、と言えばそのまま通るが、自主指針を作らせることで、学術研究機関が（その指針に則っていることの）説明責任を負うことになるのではないか。

→（事務局）当該規定は、学術研究目的の範囲を明確化するとともに、学術研究機関による自主指針の策定を非規制的な手段により促すことを意図したのですが、具体的な規定のあり方については、今後更に様々な可能性を検討し、御議論いただきたいと思います。

論点Ⅱ－Ⅰ 個人情報の定義の相違

[生貝委員]

- 個人情報保護法の「容易照合性」に合わせることをベースとしつつ、公的部門の保護範囲を狭めることのない措置を講ずる方向性で異論はない。

[石井委員]

- 個人情報保護法の「容易照合性」に統一する方向で異論ない。背景として、近年の IT 化の進展による照合の容易化に加えて、個人情報保護法の施行後 10 年以上を経て、施行当時とは状況が変わったということもあるだろう。
- 個人情報保護法では最近定義が増えており、全体的な透明性という観点で今後の課題にはなりそうに思う。

[佐藤委員]

- 個人情報保護法の「容易照合性」に合わせる方向で賛成。ただ、この論点には長い歴史があり、そもそも「容易照合性」と「照合性」の差は何なのか、なぜ「容易」を付けたのか、背景をよく整理する必要がある。「容易」かどうかは、技術的にも行政執行上も特に意味はないようにも思う。
- 「容易照合性」に揃えることには反発もあり得る。技術屋視点でいうと、そもそも情報範囲として「容易に」に意味がなかったのであれば、素直に意味がなかったことを説明した方がよいと思う。
- 照合の範囲として、行政機関を「内閣の統轄の下にある一つの組織」と見るということについても異論はないが、行政機関間で個人情報が自由に流通するように受け取られる可能性があるので、表現には留意したほうがよい。
- 「個人情報ファイル」（行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法）と「個人情報データベース等」（個人情報保護法）が本当に同じなのかどうかよく検討が必要。

[央戸委員]

- 基本的な方向性に異論はない。
- 行政機関については、政府全体で容易照合性を判断することと理解したが、独立行政法人についてはどうか。直感的には、A 省から見て A 省所管の独法のデータは照合の範囲に含まれるべきだが、逆に A 省所管の独法から見て A 省のデータが照合の範囲に含まれるべきか疑問に思う。一方で、行政機関と独法が一体的に業務を行っているような場合には違う判断になるかもしれない。この点は、運用上、常識的に解釈できるようにすることが必要。

→（事務局）御指摘も踏まえ、公的部門における容易照合可能性の考え方に

については、今後更に精査いたします。

- 保有個人情報の開示請求権については、情報公開法との関係で、引き続き容易照合性ではなく照合性によることで、開示対象をより広く解釈するということが理解。平成 13 年の最高裁判決（情報公開条例に基づく本人請求を認めた判決）の趣旨も踏まえて、範囲は広げておくということかと思う。
- 実質論としては、データベース化された個人情報の開示は簡単だが、散在情報の処理は簡単ではない。今国会に提出されている改正法案にデータポータビリティ権は入っていないが、運用面で、今後、官民ともにデジタル開示の方向に議論していった方が良い。

[根本委員]

- 個人情報保護法の「容易照合性」に寄せることで基本的に問題ない。
- その際、政府の解釈として、行政機関等は「内閣の統轄の下にある一つの組織」と見るということだが、法制的に問題ないのか。解釈は何において示すのか。「行政機関等」は現行の行政機関個人情報保護法の対象機関を指しているのか、独立行政法人等は含むのか。

→（事務局）公的部門における容易照合可能性の考え方については、今後更に精査いたします。

[増田委員]

- 個人情報保護法の「容易照合性」に統一することに異論ない。IT 技術の進展に伴い、民間事業者も含め、照合できる範囲は拡大している。

[森委員]

- 個人情報保護法の「容易照合性」に統一しつつ、行政機関は「内閣の統轄の下にある一つの組織」と見るという方法は、大変うまい整理だと思う。
- 照合の範囲とは別の話であるが、行政機関個人情報保護法 8 条 2 項 3 号は、「相当な理由」があるときは、行政機関等は他の行政機関等に保有個人情報を提供可能と規定しており、簡単に提供できる印象を受ける。国と地方、地方政府内部など、GtoG の個人情報の提供ルールがはっきりしていないように感じており、今後整理する必要があるのではないか。

論点Ⅱ－Ⅱ 匿名加工情報と非識別加工情報の相違

【石井委員】

- 匿名加工情報に揃える方向で異論ない。法律上の識別行為禁止義務の規定の有無は決定的な理由とはいえないので、個人情報の定義の相違に着目して説明するほうが良いと思う。

【佐藤委員】

- 匿名加工情報と非識別加工情報の名称の統一についても全く問題ない。個人情報の定義が揃うことで自動的に統一されると説明すれば良いと思う。

【根本委員】

- そもそも、現行の行政機関個人情報保護法等が、非識別加工情報を個人情報と整理していたことに無理があったので、統一は当然の話だと思っている。データのオープン化を推進するために、民間と行政機関で手続が異なるべきでない。

【増田委員】

- 匿名加工情報と非識別加工情報の名称の統一についても異論ない。
- 一元化の議論とは別であるが、消費者団体としては、匿名加工情報への加工方法、加工元の個人情報への復元可能性について気になっているが、個人情報保護委員会が定める加工基準も統一されるのか。
→（事務局）現行法上も、非識別加工情報の加工基準は、匿名加工情報の加工基準と同様の内容となっておりますが、見直し後は、基準自体を統一する方向で検討しています。

論点Ⅱ－Ⅲ 行政機関等における匿名加工情報の扱い

[生貝委員]

- 事務局案で妥当だと考える。
- 今国会に提出されている改正法案に含まれる、仮名加工情報に係る規律の行政機関等への適用に関しても整理をしておく必要があるのではないかと。
→（事務局）今国会に提出されている改正法案（3年見直し）の内容を、個人情報保護法制一元化の中でどのように反映していくかについては、改正法案の国会審議が完了した後、御議論いただくことを想定しています。
- 次の論点として、国の法律の見直しを前提に、地方公共団体の非識別加工情報制度についても今後のあるべき姿を整理したほうが良い。

[大谷委員]

- 行政機関個人情報保護法 44 条の 8（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）については、これまでも混乱があったので、一元化の機に削除することに賛成。

[佐藤委員]

- 引き続き提案募集手続を前提とすることについては、今回の一元化に伴う見直しの考え方として理解するが、これに倣って、地方公共団体まで同様に提案募集手続をとる必要はないのではないかと考えている。
- データの活用という観点からいうと、行政機関における匿名加工情報の作成対象を個人情報ファイル簿に掲載されている保有個人情報に限定しなくてもよいという考え方もあり得る。また、地方公共団体は、ファイル単位ではなく、事務単位で個人情報取扱事務登録簿などとして管理していることが多い。総務省自治行政局は地方公共団体に国同様に個人情報ファイル簿を作成・公表することを想定しているように見える。もちろん、それは理想ではあるが、管理形態を変えることは地方公共団体の負担が増える可能性もある。行政機関の制度が、地方公共団体に展開されることも考えておいた方がよい。
- 民間事業者が保有する個人情報と行政機関等が保有する個人情報の重要な違いとして、行政機関等は対象について母集団の情報を網羅的、悉皆的に保有している可能性が大きいことがある。民間事業者の場合は、網羅的にデータを収集しているといえず、その意味では元データがサンプリング（レコード抽出）されている状態といえる。匿名加工情報からある特定の個人が推定されたとして、そのある特定の個人からすれば、自分が入っていないと主張可能であるが、行政機関等の場合は、悉皆性があるデータを保有する可能性がありえて、民間事業者と同様に匿名化するの危険な場合がある。今後、

個人情報保護委員会の匿名加工情報の加工基準（ガイドライン）を改正する機会に、悉皆性の高いデータについてはサンプリングについても検討してほしい。なお、民間事業者の匿名加工情報を含めて、こうしたサンプリングを行ったからといって、データの活用が支障を来すことは少ないし、むしろサンプリングを前提にすることにより、匿名加工情報への加工が簡易化して、匿名加工情報の普及に寄与するのではないか。

→（事務局）御指摘を踏まえ、今後検討いたします。

- 行政機関個人情報保護法 44 条の 8（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）は、当時参加していた「行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会」における議論としては、行政機関等が機微な個人情報ファイルを保有している場合に、非識別加工の対象から外せるように、念のための規定として入れたと記憶している。行政機関等が加工元情報から削除できることを前提として、同 44 条の 8 が実際に支障を来しているとするれば、規定を削除するのも一つの考え方である。

[中央委員]

- 行政機関個人情報保護法 44 条の 8（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）が非識別加工情報の提供を困難にしているのは実感しており、この機会に改正するという方向性は理解。
- 今回、加工元情報からあらかじめ削除すべき情報に追加しようとしている「情報公開法第 5 条第 2 号ただし書に規定する情報」を含め、情報公開法上の不開示情報等に該当するかどうかを、誰が解釈するのか整理しておく必要がある。おそらく、個人情報保護法を所管する個人情報保護委員会が情報公開法を所管する総務省と必要に応じて調整した上で判断するというのではないか。

→（事務局）御指摘を踏まえ、今後検討いたします。

[高橋座長]

- 「基本的な方向性（案）」に記載されている内容には特に異論はない。
- ただ、行政機関個人情報保護法 44 条の 8（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）を削除することには疑問。この規定は、第三者に対して、自分のデータを非識別加工の対象から除外することを求める権利を付与するものと理解していた。行政に対する国民の信頼を確保するために、民間部門とは異なる一定の保護措置を敢えて設けているものであり、仮にこれを今回変えるのであれば、十分な議論が必要だろう。

[長田委員]

- 行政機関等が「法令の規定に基づく場合」、「加工元の個人情報の提供が可能な場合」に匿名加工情報の提供が可能というのはどういう意味か。
→（事務局）「法令の規定に基づく場合」とは、他の法令における匿名加工情報の提供を可能とする明示的な規定（作用法上の根拠規定）に基づいて提供する場合を意味します。「加工元の個人情報の提供が可能な場合」とは、個人情報を現行の行政機関個人情報保護法 8 条に相当する規定等に基づき提供可能である場合に、プライバシー上のリスクの低減等の観点から、当該個人情報を匿名加工した情報を提供する場合を意味します。

[根本委員]

- 今国会に提出されている改正法案に含まれている、仮名加工情報に係る規律については、今回の制度見直しでどのように扱われるのか。
→（事務局）今国会に提出されている改正法案（3年見直し）の内容を、個人情報保護法制一元化の中でどのように反映していくかについては、改正法案の国会審議が完了した後、御議論いただくことを想定しています。
- 非識別加工情報も匿名加工情報同様に非個人情報として扱われることになる場合、民間と行政機関の安全管理措置を努力義務で統一すれば良いのでは。
→（事務局）現在の行個法では、非識別加工情報に対して個人情報としての安全管理措置義務が課されていることから、規律の実質的な水準を維持する観点から、事務局案では、改正後も義務として規定しているものです。

[森委員]

- 匿名加工情報について、目的外利用は可能なのか。
→（事務局）匿名加工情報は、その性質上、個人情報に復元されない限り、どのように利用したとしても、本人に影響の及ばないものであり、目的外利用の制限等の規律を課す必要はないと考えています。
- 安全管理措置義務について、行政機関等が匿名加工情報を取得した場合にかかるというが、自ら作成した場合はどうか。
→（事務局）自ら作成した場合も同様に安全管理措置義務が課されます。

論点Ⅱ－Ⅳ 義務規定及びその例外規定の内容の相違

【生貝委員】

- 行政機関等に特有の規律については、合理的な理由があるものについては、残してしかるべきであると思う。

【石井委員】

- 行政機関個人情報保護法における目的内提供の場合に、提供後、行政機関がどのような責任を負うかは必ずしも明確でないように思うので、今後、解釈を明らかにしてもらえるとありがたい。

【大谷委員】

- 今回の一元化のスコープとして、現行の個人情報保護法の規律は基本的に変えないと理解したが、当面は問題ないとしても、今後、官民の垣根を超えたデータの共同利用や受委託等がますます広がっていくとすれば、将来的に更なる見直しが必要になるかもしれない。
- 行政機関個人情報保護法は受託者に安全確保措置を課すとともに、正当な理由なく個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供した受託業務の従事者に対しても罰則を設けている。個人情報保護法は受託者に対する同様の規律はないが、この相違は変えないのか。
→（事務局）個人情報保護法は、受委託関係にかかわらず、個人情報取扱事業者に安全管理措置を講ずる義務を課しており、また、業務に関して取り扱った個人情報データベース等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供等した個人情報取扱事業者の従業者等に対しても罰則を設けています。

【長田委員】

- 第三者提供の場合など、行政機関個人情報保護法より個人情報保護法のほうが厳格な規律もあるという理解であり、それは引き続き守ってほしい。本見直しによって、そのあたりの規律があいまいにされるのは問題であり、今後議論される中で忘れずに担保されるようにしてもらいたい。
- 行政機関等の個人情報ファイルごとの利用目的の特定・公表、民間事業者の個人情報全体としての利用目的の特定・公表について、規律の差異を維持する方針と理解したが、プライバシーマークを取得しているような民間事業者は、既に個人情報を管理するための台帳を作成している。一元化に合わせて、民間事業者の規律を行政機関等並びに合わせてはどうか。

[根本委員]

- 個人情報の定義を揃える以上、行政機関等と民間事業者について、規律を合わせるべき。更に検討を重ねてほしい。

論点Ⅲ－Ⅰ 行政機関等に対する監視監督のあり方

[石井委員]

- 方向性は理解できる。
- 個人情報保護法 75 条の域外適用は、外国の公的機関にも適用される可能性はあるのか。また、同法 24 条（外国にある第三者への提供の制限）の外国の「第三者」には公的機関も入るのか。一元化後は、日本と外国の公的機関同士の情報のやり取りにも適用されるのか。
→（事務局）外国の公的機関との関係については、国際法や条約の制約があるものの、個人情報保護法について申し上げれば、現行法において、同法 75 条は外国の公的機関にも適用される可能性があり、また、24 条の「第三者」には外国の公的機関も含まれます。現在のところ、一元化後も、24 条の規律は「個人情報取扱事業者」にのみ適用する方向で検討していますが、御指摘も踏まえ、今後更に精査いたします。

[大谷委員]

- 一元化によって、個人情報保護委員会の監督範囲が広がることになるので、体制強化についても検討が必要。

[佐藤委員]

- 個人情報保護委員会の権限として、行政機関や独立行政法人を監視監督するのは良いが、行政機関同士の関係として、委員会の位置付けは改めて整理が必要ではないか。一方で、GDPR に基づく十分性認定との関係もあるので、今後、丁寧に議論してほしい。

[央戸委員]

- 独立行政法人に対する監督について、現在は、独立行政法人個人情報保護法に基づく総務省による監督と、個別法に基づく所管省庁による監督が渾然一体としている印象だが、前者が個人情報保護委員会に移るこの機会に、その関係をきちんと整理する必要がある。行政機関の事務事業を事実上担っているような法人については、所管省庁と委員会、場合によっては総務省も含めて、現行法で委員会が金融庁に金融機関の監督権限を一部委任しているような形で、監督することもあり得る。様々なオプションを考えてみてほしい。

[長田委員]

- この内容で特に問題ない。

論点Ⅲ－Ⅱ 行政機関等の開示決定等への不服申立ての扱い

[生貝委員]

- EU の十分性認定を行政機関等にも広げるに当たって、どの程度の委員会によるコントロールが必要か、適切なバランスを検討する必要がある。

[石井委員]

- 基本的な考え方には異論はない。
- 情報公開・個人情報保護審査会という諮問機関が、個人情報保護委員会という監督機関に情報共有するようになることで、審査会に非公開による自由な審議を認めている趣旨を損なうことがないように注意する必要がある。
- 委員会が個別の案件について勧告を行うに当たってのトリガーは何なのか、どのように情報共有を行うのか、具体的な仕組みが気になる。仕組みによっては、委員会にとって業務の負担が大きくなるのではないかと。また、事実上、審査会と委員会の2本立ての手続になったり、両者の意見が割れたときに審査会の答申の意味がなくなってしまうたりすることも想定されるので、慎重に仕組みを検討してほしい。
- 委員会が一体化後の個人情報保護法に基づく開示決定等への不服審査に関してのみ、勧告を行えるという点について、情報公開法に基づく場合との建付のバランスが気になる。情報公開法に基づく場合でも個人に関する情報が開示される場合はある。情報公開法は、制度趣旨等から開示された情報に対してその後の利用を制限するルールを設けていないが、個人情報保護法の部分にのみ審査会の諮問に影響を与えるような仕組みを入れられるのか。
- 今後、地方公共団体を含む規律の一元化が視野に入った場合に、地方公共団体がそれぞれ置いている個人情報保護審査会に対して、委員会が国の審査会に対するのと同様の権限を持つことにするかどうかは将来的には論点となるだろう。

[大谷委員]

- 個人情報保護委員会による勧告は、法律においてどのように位置付けるのか。一般的な勧告権の枠内で読み込むのか。
→ (事務局) 御指摘の点については、一般的な勧告権の枠内で読み込む可能性も含め、今後検討いたします。

[佐藤委員]

- 国における仕組みについては理解したが、この話を延長していくと、地方公共団体の開示決定等への不服申立てについても個人情報保護委員会が関与

できるようということになりかねず、その場合は、委員会の負担が大きすぎるのではないかと心配している。

[中央委員]

- 情報公開・個人情報保護審査会で審査している間に、個人情報保護委員会に議論の中身を出すことには違和感がある。答申後に審査会から委員会に共有するか、審査会が委員会に意見を求めることができればよいのではないか。
- 委員会がチェックすべきは、個別案件もさることながら、全体の傾向として審査会の判断が変なことになっていないかどうかだと思ふ。審査会の答申の積み上げを見て、委員会が基本的な考え方等を示し、これに沿わない個別案件があれば軌道修正をする。運用として、委員会が個別案件を見すぎると業務がパンクするだろうし、それなら委員会の下に審査会を置けば良いということになる。

→（事務局）御指摘も踏まえ、審査会と委員会との具体的な情報共有の方法等については、今後検討いたします。

[高橋座長]

- 基本的に異論はないが、情報公開・個人情報保護審査会と個人情報保護委員会が情報共有を行う際には、裁判所と同様、審査会の「合議の秘密」には配慮すべきである。確かに個人情報保護委員会も政府機関であるとはいえ、審査会の各部会において誰が何を主張したかというような意思形成過程を外に出すのはどうか。
- 審査会に諮問があったときにその事実・内容を委員会にも通知して検討してもらい、また、答申をしたときは直ちに委員会に送付する、委員会が答申に問題があると考えるときは、特に必要ある場合ということで、勧告できる、という仕組みで問題ないのではないか。

→（事務局）御指摘も踏まえ、審査会と委員会との具体的な情報共有の方法等については、今後検討いたします。

[根本委員]

- 個人情報保護委員会と情報公開・個人情報保護審査会の権限を明確化させるべき。諮問庁が、審査会の答申と委員会の勧告の両方を見て裁決するという案はすっきりしない。答申と勧告が割れたときには、諮問庁がどのような判断を下すことを想定しているのか。

→（事務局）裁決に当たっては、独立規制機関である委員会による勧告が尊重されることを想定しています。

[増田委員]

- 現行法の情報公開・個人情報保護審査会の仕組みを維持した上で、個人情報保護委員会による勧告を上乗せする案と理解したが、どのような効果があると考えればよいか。
→（事務局）行政機関等の個別の開示決定等の当否について、独立規制機関である委員会の判断が及ぶことで、個人の権利利益の保護をより一層強化する効果があると考えています。

[森委員]

- 案の内容に賛成。個人情報保護委員会が必要に応じて勧告できるようにするのは、正しい方向だと思う。

その他

[石井委員]

- 地方自治の本旨との関係で、国が地方公共団体の個人情報保護を全て規律して良いのかという論点があるが、国は基本的なルールを地方公共団体に示し、地方の問題に関わることは各地方公共団体が上乘せ・横出し可能、ということであれば混乱も避けられるのではないか。例えば第1回検討会で森先生がおっしゃっていたモデル条例のような形も考えられる。

[大谷委員]

- 国の制度がここまで整理されてくると、地方独法（公立大学、公立病院）の在り方について、かえって浮き上がって見えてくる可能性があるのではないか。自治体で起こっている情報セキュリティインシデントやプライバシー侵害などの状況を見ていると、国・民間、地方の違いを乗り越えていくような監督が不十分になりやすく、どのようなルールが適用されるべきなのかという認識が共有されていないと感じることが多い。

[央戸委員]

- 地方制度調査会で先日地方6団体ヒアリングがあったが、個人情報保護の話題は特に出なかった。自治権を侵害しない範囲で、標準化する部分と上乘せ・横出ししてよい部分を決めるべき。現実として、コロナ対策の現場で問題が顕在化しているとおりに、自治体同士や、自治体と民間企業間のデータのやりとりを誰もチェックしていないというのはおかしい。具体的には個人情報保護委員会に助言・勧告の権限を持たせてはどうか。地方自治法の一般的な条文とは別に助言等の根拠を個人情報保護法で明記すれば、ゆるやかな統一化に向けて流れができていくのではないか。

[高橋座長]

- 個人的な問題意識としては、オープンガバメントとの関係で、政府全体として、政府部内の個人情報保護の在り方を考えるのはどこの組織なのか。各省バラバラの取組でなく、政府として一元的に状況を把握し、個人情報保護の窓口となる組織があったほうが良い気がする。原子力安全規制でいわれたところの「規制と振興の分離」と同様に、政府の情報管理でいえば、「政府データのオープン化、公開」と「保護」の分離の視点も、政府の情報については必要ではないか。この視点から、政府における任務分担を考える必要があるかと思う。

→（事務局）御指摘も踏まえ、中間整理に向けて、今後検討いたします。

[長田委員]

- 今後、消費者に対して、保護の対象となる個人情報の内容や「容易照合性」の意味など、分かりやすい説明を心掛けてほしい。
- データを取り巻く新たな課題が次々に生じている中で、個人情報保護委員会が技術に詳しい専門家などを招いて議論するような仕組みができると良いと思う。

[増田委員]

- 行政機関等の規律が変更されることにより、地方公共団体の条例の規律にも影響があると思うが、どのように考えているのか。

[森委員]

- 第1回検討会で発言したとおり、憲法上問題なければ、地方公共団体の標準的ルールを法律に書いてもらうほうが良い。少なくとも条例の内容を横断的に把握できれば便利なので、標準的ルールからの差分とその趣旨を各地方公共団体が説明することを法律の目的にすれば、ルールの強制のような問題が生じる心配も回避できるのではないか。
- 今国会に提出されている改正法案の中で、大きなところでは、個人関連情報に関する規律などは行政機関にも反映させるべき内容ではないか。仮名加工情報は影響しない印象。

(以上)